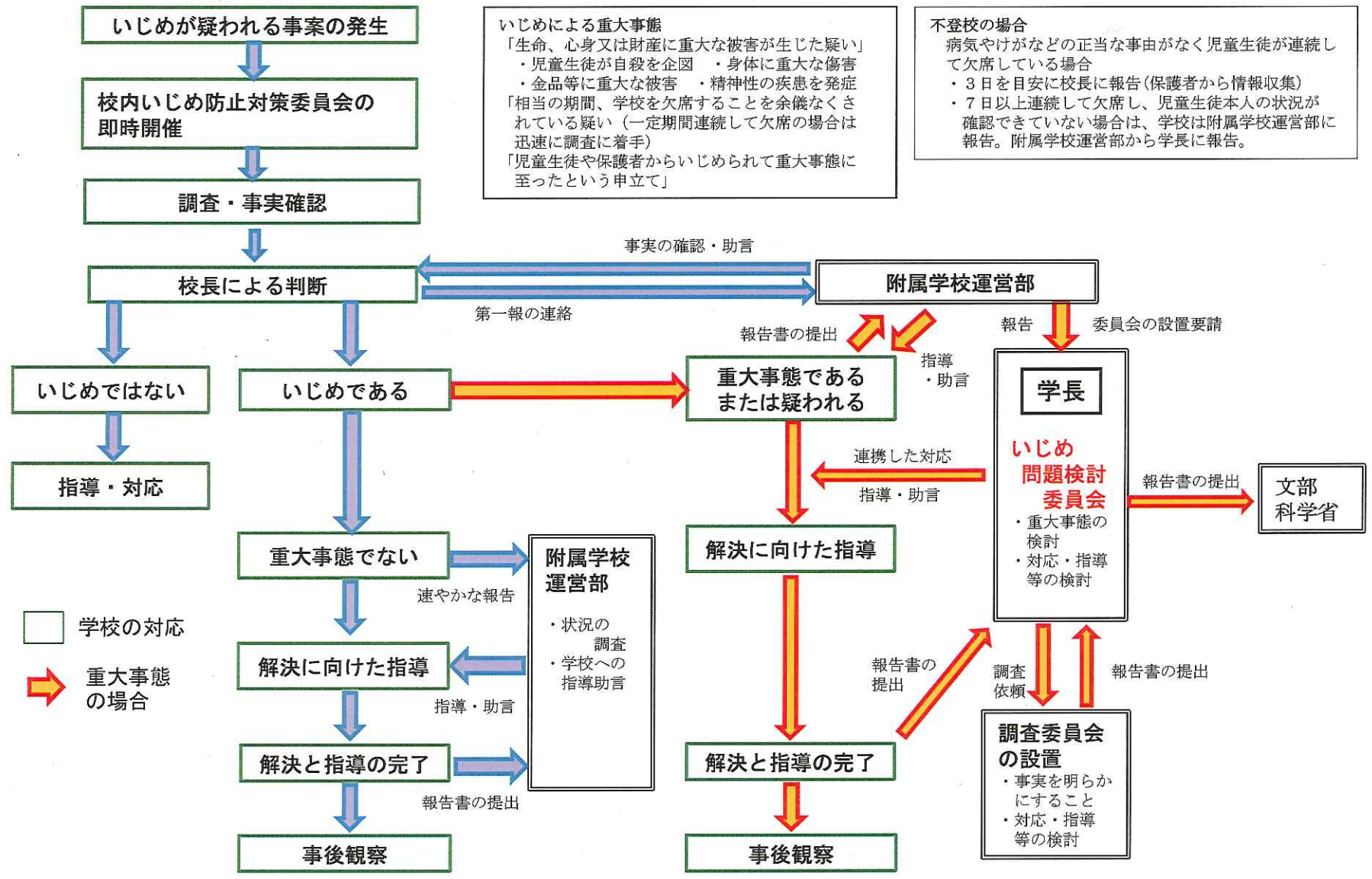


いじめが疑われる事案発生時の対応フロー



いじめによる重大事態
 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 ・児童生徒が自殺を企図 ・身体に重大な傷害
 ・金品等に重大な被害 ・精神性の疾患を発症
 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（一定期間連続して欠席の場合は迅速に調査に着手）」
 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立て」

不登校の場合
 病気やけがなどの正当な事由がなく児童生徒が連続して欠席している場合
 ・3日を目安に校長に報告（保護者から情報収集）
 ・7日以上連続して欠席し、児童生徒本人の状況が確認できていない場合は、学校は附属学校運営部に報告。附属学校運営部から学長に報告。

□ 学校の対応
 → 重大事態の場合